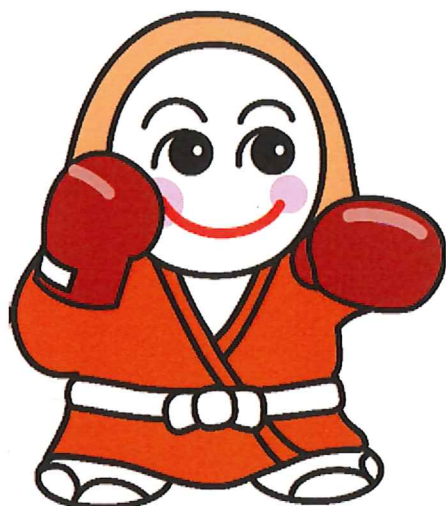


日本のひなた宮崎 国スポえびの市実行委員会

第1回常任委員会



日時 令和8年3月25日(水) 午後1時30分から午後3時

会場 えびの市文化センター2階 大研修室

つむぎ 紡ぐ感動 神話となれ

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ

第81回国民スポーツ大会



第26回全国障害者スポーツ大会

日本のひなた宮崎 国スポえびの市実行委員会 第1回常任委員会 次第

1 開 会

2 常任委員会委員長あいさつ

3 報告事項

- (1) 報告事項1 日本のひなた宮崎 国スポえびの市実行委員会常任委員会委員の変更
- (2) 報告事項2 日本のひなた宮崎 国スポ競技別リハーサル大会えびの市開催日程
- (3) 報告事項3 第81回国民スポーツ大会えびの市実施本部（仮称）設置準備経過

4 審議事項

【総務企画専門委員会報告】

- (1) 第1号議案 日本のひなた宮崎 国スポえびの市広報基本計画（案）
- (2) 第2号議案 日本のひなた宮崎 国スポえびの市市民運動基本計画（案）
- (3) 第3号議案 日本のひなた宮崎 国スポえびの市観光・おもてなし基本計画（案）

【宿泊衛生専門委員会報告】

- (4) 第4号議案 日本のひなた宮崎 国スポえびの市宿泊基本計画（案）
- (5) 第5号議案 日本のひなた宮崎 国スポえびの市医事・衛生基本計画（案）

【輸送交通専門委員会報告】

- (6) 第6号議案 日本のひなた宮崎 国スポえびの市輸送・交通基本計画（案）
- (7) 第7号議案 日本のひなた宮崎 国スポえびの市消防防災・警備基本計画（案）

【競技式典専門委員会報告】

- (8) 第8号議案 日本のひなた宮崎 国スポえびの市競技運営基本計画（案）
- (9) 第9号議案 日本のひなた宮崎 国スポえびの市施設整備基本計画（案）
- (10) 第10号議案 日本のひなた宮崎 国スポえびの市式典基本計画（案）
- (11) 第11号議案 日本のひなた宮崎 国スポえびの市リハーサル大会開催基本計画（案）

5 視察報告 別冊

6 その他

7 閉会

日本のひなた宮崎 国スポえびの市実行委員会

常任委員会委員の変更

令和7年5月9日から令和8年3月25日までににおける役員及び常任委員の変更については、以下のとおりである。

【委員長】

所属機関・団体・役職名	新任者	前任者
えびの市長	中山 義彦	村岡 隆明

【副委員長】

所属機関・団体・役職名	新任者	前任者
えびの市議会 議長	吉留 優二	遠目塚 文美

【常任委員】

所属機関・団体・役職名	新任者	前任者
えびの市議会	小宮 寧子	松窪 ミツエ
えびの市社会福祉協議会 会長	堀川 純一	瀬戸崎 恵子
えびの警察署 署長	羽田 貴一	佐藤 和利

日本のひなた宮崎 国スポえびの市実行委員会
常任委員会委員名簿

【委員長】 1名

(順不同・敬称略)

NO	選出区分	所属機関・団体・役職名	氏名
1	市関係	えびの市長	中山 義彦

【副委員長】 5名

NO	選出区分	所属機関・団体・役職名	氏名
1	市議会関係	えびの市議会 議長	吉留 優二
2	市関係	えびの市副市長	甲斐 正文
3		えびの市教育委員会 教育長	永山 新一
4	スポーツ関係	えびの市スポーツ協会 会長	赤川 一郎
5	産業・経済関係	えびの市商工会 会長	白石 昌彦

【委員】 23名

NO	選出区分	所属機関・団体・役職名	氏名
1	市議会関係	えびの市議会 副議長	小宮 寧子
2	競技団体	宮崎県ボクシング連盟 会長	萩原 利文
3		宮崎県ボクシング連盟 理事長	出口 誠
4	スポーツ関係	えびの市スポーツ推進委員協議会 会長	三浦 近男
5	学校関係	えびの市校長会 会長	多良 眞知子
6		宮崎県立飯野高等学校 校長	五反 隆行
7	観光・宿泊関係	えびの市観光協会 会長	福元 英雄
8	農業関係	宮崎県農業協同組合 えびの市地区本部 地区本部長	小吹 敏博
9	医療関係	一般社団法人 西諸医師会 会長	内村 大介
10	運輸・輸送関係	一般社団法人 宮崎県タクシー協会 小林支部 支部長	後口 昌賢
11		宮崎交通株式会社 小林営業所 所長	平川 由紀
12	社会団体関係	えびの市社会福祉協議会 会長	堀川 純一
13		えびの市自治会連合会 会長	宮浦 佳紀
14	警備・防災関係	えびの警察署 署長	羽田 貴一
15		西諸広域行政事務組合消防本部 えびの消防署 署長	上杉 恒雄
16	市関係	えびの市総務課長	黒木 良二
17		えびの市企画課長	外赤 裕二
18		えびの市財政課長	後藤 一憲
19		えびの市基地・防災対策課長	坂本 和彦
20		えびの市市民協働課長	宮浦 浩二
21		えびの市観光商工課長	黒松 裕貴
22		えびの市健康保険課長	井手平 慎一
23		えびの市教育委員会 学校教育課長	谷元 靖彦

委員長 1名
副委員長 5名
委員 23名
計 29名

日本のひなた宮崎 国スポ競技別リハーサル大会えびの市開催日程

公益社団法人日本ボクシング連盟及び宮崎県ボクシング連盟と協議の上、日本のひなた宮崎 国スポ競技別リハーサル大会えびの市開催競技日程が決定したことから、以下のとおり報告する。

日本のひなた宮崎国スポ競技別リハーサル大会えびの市開催競技日程

競技名	大会名	競技会場	競技日程
ボクシング	第78回全日本社会人ボクシング選手権大会 /第5回全日本女子ジュニアボクシング選手権大会	えびの市民体育館	令和8年11月25日(水) から 令和8年11月29日(日)

第 8 1 回国民スポーツ大会えびの市実施本部（仮称）設置準備経過

1 実施本部とは

本市で開催される国民スポーツ大会のボクシング競技及びリハーサル大会（以下、「競技会」という。）を安全かつ円滑に運営するため、職員による全庁的な協力・連携体制を構築するもの

- ・ 競技会の運営に関する事項を所掌する
- ・ 指揮命令系統の一元化、大会運営の効率を図る
- ・ 職員が競技会班員として業務の中心を担い、ボランティア等と協力し一丸となって大会をつくりあげる

先催県の大会従事者数

【リハーサル大会】

(延べ人数)

	鹿児島県（令和元年度）	滋賀県（令和6年度）
競技役員等	306人	278人
競技補助員	302人	110人
職員従事者	<u>381人</u>	<u>228人</u>
ボランティア	9人	30人

【本大会】

(延べ人数)

	鹿児島県（令和5年度）	滋賀県（令和7年度）
競技役員等	448人	429人
競技補助員	434人	159人
職員従事者	<u>542人</u>	<u>239人</u>
ボランティア	80人	23人

2 役割

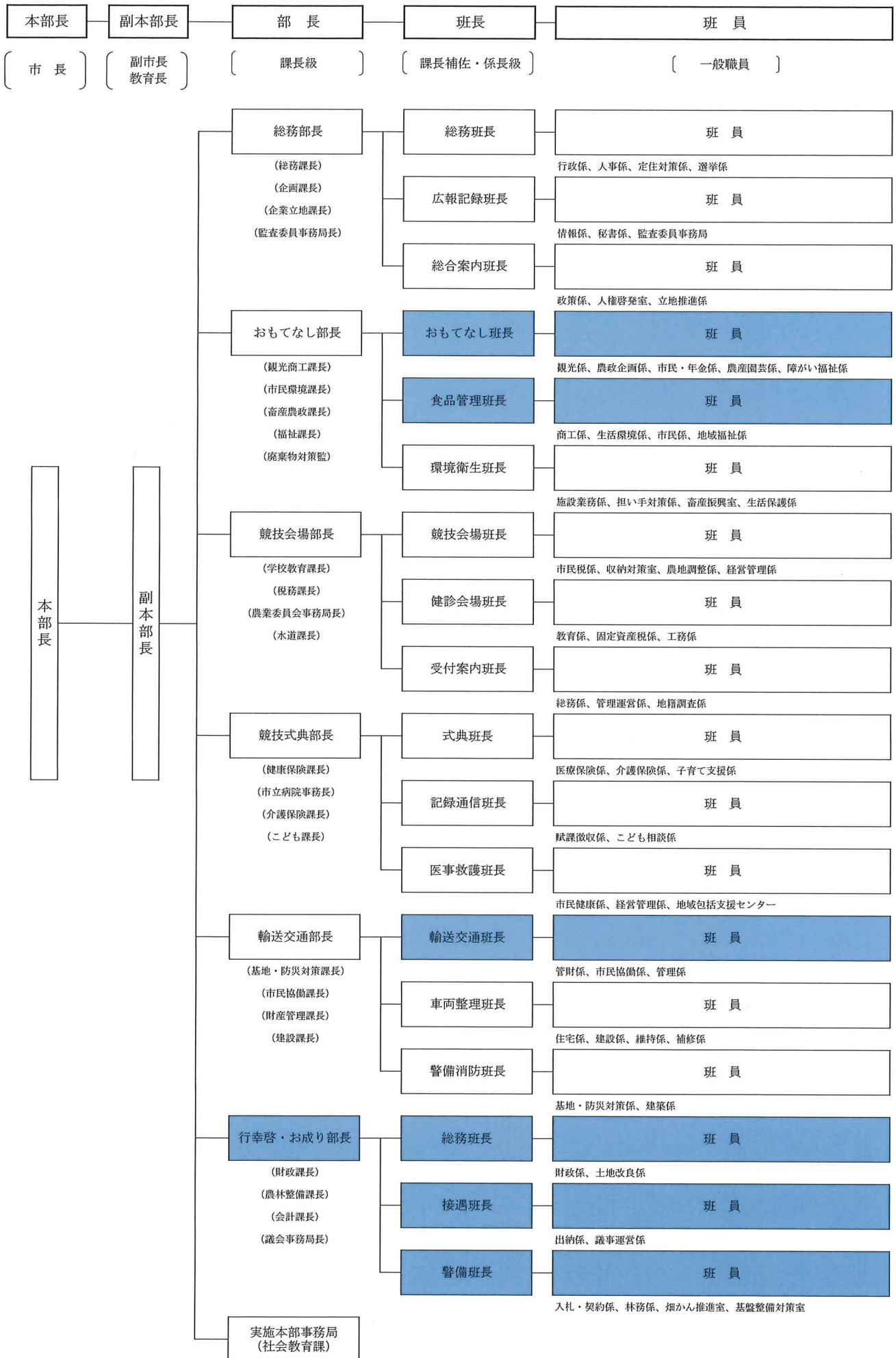
実施本部の役割は競技会の準備、運営に係る現場担当。競技会では、ボクシング連盟が審判や記録など主に競技運営を担うのに対し、実施本部は受付や観客整理など競技運営以外の業務を担当する。競技会補助員（ボランティア）は、実施本部の班員と協力して業務を行う

○ スケジュール

- 2月 2日 定例課長会にて概要を説明
- 3月 3日 庁議（協議）にて審議
- 3月16日 臨時庁議にて修正案を審議・決定

- 3月25日 実行委員会常任委員会にて実施本部設置について経過を報告
- 4月 1日 定例課長会にて実施本部の設置について全課長に説明
- 4月以降 教育委員会定例会で報告
- 実施本部設立（第1回会議）
 - 第2回会議（リハーサル大会動員計画）
 - 職員向け説明会、リハーサル大会動員依頼

第81回国民スポーツ大会えびの市実施本部組織図 (案)



部	班	業務内容
総務部	総務班	(1) 総務班の運営管理に関すること
		(2) 実施本部事務局及び各部等との連絡調整に関すること
		(3) 競技会班員及び競技会補助員の出勤状況の確認に関すること
		(4) 大会役員及び競技会役員への対応に関すること
		(5) 視察員及び報道員等への対応に関すること
		(6) 競技会補助員との連絡調整に関すること
		(7) 運営用物品の調達及び管理に関すること
		(8) 公用車の管理に関すること
		(9) 各都道府県チームの対応に関すること
		(10) その他他の班に属さない総務に関すること
	広報記録班	(1) 広報記録班の運営管理に関すること
		(2) 競技会の記録写真の撮影に関すること
		(3) 競技会場等の記録写真の撮影に関すること
		(4) 競技会に関する情報収集に関すること
		(5) 報道機関との連絡調整に関すること
	総合案内班	(1) 総合案内班の運営管理に関すること
		(2) 配布物の管理に関すること
		(3) 交通アクセスの案内に関すること
(4) 競技の案内に関すること		
(5) 観光案内に関すること		
(6) 総合案内所周辺の装飾の管理に関すること		

競技会班員（市職員）の主な業務

部	班	業務内容
おもてなし部	おもてなし班	(1) おもてなし班の運営管理に関すること
		(2) 休憩所の設営及び運営管理に関すること
		(3) ドリンクコーナーの設営及び運営管理に関すること
		(4) 飲料水等の検収及び管理に関すること
		(5) ふるまいに関すること
		(6) 売店等の管理に関すること
		(7) その他の班に属さないおもてなしに関すること
	食品管理班	(1) 食品管理班の運営管理に関すること
		(2) 弁当の管理に関すること
		(3) 弁当の引換えに関すること
		(4) 弁当箱の回収に関すること
		(5) 弁当事業者との連絡調整に関すること
	環境衛生班	(1) 環境衛生班の運営管理に関すること
		(2) 競技会場の美化及び清掃に関すること
		(3) 廃棄物の収集及び搬出に関すること
		(4) ごみ集積所の設営及び管理に関すること
		(5) トイレの清掃及び消耗品の補充に関すること
		(6) 花の水やり及び管理に関すること

競技会班員（市職員）の主な業務

部	班	業務内容
競技会場部	競技会場班	(1) 競技会場班の運営管理に関すること
		(2) 競技会場の設営及び管理に関すること
		(3) 入場者数の把握に関すること
		(4) 学校観戦に関すること
		(5) 仮設物及び装飾の管理に関すること
		(6) 競技会場等の警備及び会場整理に関すること
		(7) 写真等撮影規制の管理に関すること
		(8) 立入規制区域における警備に関すること
		(9) その他他の班に属さない競技会場に関すること
	健診会場班	(1) 健診会場班の運営管理に関すること
		(2) 健診会場の設営及び管理に関すること
		(3) 仮設物及び装飾の管理に関すること
		(4) 健診会場等の警備及び会場整理に関すること
		(5) 立入規制区域における警備に関すること
	受付案内班	(1) 受付案内班の運営管理に関すること
		(2) 役員及び視察員、一般観覧者等の受付及び案内に関すること
		(3) 競技の案内に関すること
		(4) 交通、宿舎及び観光の案内に関すること
		(5) 一般観覧者及び障がい者への対応に関すること
		(6) 遺失物及び拾得物の受付に関すること
		(7) 迷子等の対応に関すること

競技会班員（市職員）の主な業務

部	班	業務内容
競技式典部	式典班	(1) 式典班の運営管理に関すること
		(2) 式典全般の運営及び進行管理に関すること
		(3) 式典会場等の設営及び撤去に関すること
		(4) 式典参列者に関すること
		(5) 手話通訳者に関すること
		(6) 表彰物品等の管理に関すること
		(7) 賞状の筆耕に関すること
		(8) その他他の班に属さない式典に関すること
	記録通信班	(1) 記録通信班の運営管理に関すること
		(2) 競技記録の集計及び速報に関すること
		(3) 競技記録の掲示に関すること
		(4) 競技記録の関係機関への連絡調整に関すること
		(5) 競技記録用紙等の保管に関すること
		(6) 競技役員（記録委員）との連絡調整に関すること
	医事救護班	(1) 医事救護班の運営管理に関すること
		(2) 救護所の設置及び運営に関すること
		(3) 傷病者の救急救護に関すること
		(4) 医師及び看護師との連絡調整に関すること
		(5) 医療用品、医薬品等の調達及び管理に関すること
		(6) 医療廃棄物の処理に関すること
		(7) 救急車の出動要請に関すること
		(8) 救護日誌等の記載事務に関すること

競技会班員（市職員）の主な業務

部	班	業務内容
輸送交通部	輸送交通班	(1) 輸送交通班の運営管理に関する事
		(2) 計画輸送に関する事
		(3) バス・タクシーの乗降場における案内及び誘導に関する事
		(4) シャトルバス等の利用状況の把握に関する事
		(5) 輸送に係る警備員等との連絡調整に関する事
		(6) その他他の班に属さない輸送に関する事
	車両整理班	(1) 車両整理班の運営管理に関する事
		(2) 駐車場の案内に関する事
		(3) 駐車場における車両及び歩行者の交通整理に関する事
		(4) 駐車場における駐車台数の管理に関する事
		(5) 駐車場に係る警備員等との連絡調整に関する事
	警備消防班	(1) 警備消防班の運営管理に関する事
		(2) 警備消防に係る関係機関との連絡調整に関する事
		(3) 競技会期間中の事故、火災又は災害発生時の情報収集に関する事
		(4) 競技会期間中の事故、火災又は災害発生時の対応に関する事
(5) 競技会関連施設の事故防止、火災予防及び防災に関する事		
行幸啓・お成り部	総務班	(1) 総務班の運営管理に関する事
		(2) 関係部署との連絡調整に関する事
		(3) 御覧会場における奉送迎業務の進行管理に関する事
		(4) 関係者の案内及び誘導に関する事
		(5) その他他の班に属さない行幸啓・お成りに関する事
	接遇班	(1) 接遇班の運営管理に関する事
		(2) 御覧会場における皇族及び随従員等の接遇に関する事
		(3) 接遇関連の仮設物及び物品の管理に関する事
	警備班	(1) 警備班の運営管理に関する事
		(2) 皇族の動線確保及び警備に関する事
		(3) 入場者の手荷物検査に関する事
		(4) 一般観覧者の誘導及び整理に関する事

(別紙3)

第81回国民スポーツ大会えびの市実施本部要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、第81回国民スポーツ大会えびの市実施本部の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 第81回国民スポーツ大会及び第81回国民スポーツ大会競技別リハーサル大会において市が開催する競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に資するため、第81回国民スポーツ大会えびの市実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 実施本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 競技会の準備及び運営に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、実施本部の設置目的を達成するために必要と認める事務に関すること。

(組織)

第4条 実施本部の組織は、別表第1のとおりとする。ただし、競技の規模、特性等を勘案し、部、班の一部を変更することができる。

- 2 本部長は市長を、副本部長は副市長及び教育長をもって充てる。
- 3 部長及び班長は、市の職員のうちから本部長が指名する者をもって充て、うちそれぞれ1名が現場にて従事する。
- 4 班員は、市の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

(事務分掌)

第5条 実施本部の事務分掌は、別表第2のとおりとする。

(職務)

第6条 本部長は、会務を総理し、実施本部の代表となる。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、本部長があらかじめ指定した副本部長がその職務を代理する。
- 3 部長は、上司の命を受け、担当する班の事務を掌理し、第8条に想定する事務局と協議、連絡等の調整業務を行う。
- 4 班長は、上司の命を受け、担当する班の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 5 班員は、上司の命を受け、事務に従事する。

(会議)

第7条 本部長は、必要があると認めるときは、実施本部会議を招集し、その議長と

なる。

2 実施本部会議は、本部長が指名する者をもって構成する。

3 次条第2項に規定する事務局長は、必要があると認めるときは、部長会議その他必要な会議を開催することができる。

(事務局)

第8条 実施本部の事務を処理するため、えびの市教育委員会社会教育課に事務局を置く。

2 事務局長は、社会教育課長をもって充てる。

3 事務局長は、実施本部の事務を掌理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、実施本部の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和8年 月 日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、令和 年 月 日限り、その効力を失う。

【令和7年7月9日 総務企画専門委員会にて審議】

日本のひなた宮崎 国スポえびの市広報基本計画（案）

1 目的

「日本のひなた宮崎 国スポ」（以下「大会」という。）の開催にあたり、市民の関心や参加意欲を高めるため、多様な媒体を計画的かつ効果的に活用した広報活動を展開し、豊かな自然や食文化、歴史など、えびの市の多彩な魅力を全国に向けて発信する。

2 内容

(1) 愛称・スローガン等の活用による広報

大会を象徴する愛称・スローガン等の活用及び普及により市民への周知を図る。

- ① 愛称・スローガンの活用及び普及
- ② マスコットキャラクターの活用及び普及
- ③ イメージソング・ダンスの活用及び普及

(2) 印刷物等による広報

各種印刷物や広報グッズを作成し、既存の広報紙の活用を図り、大会開催を広く周知する。

- ① PRチラシ等の作成
- ② 広報グッズの作成
- ③ 市広報紙等への掲載

(3) 屋外広告物による広報

横断幕やのぼり旗等を設置し、大会開催を広く周知する。

- ① 横断幕、のぼり旗等の設置
- ② カウントダウンボード等の設置

(4) 多様な媒体による広報

多様な媒体を活用し、迅速かつ効果的な情報発信により、本市の魅力を広域的に発信する。

- ① ホームページやSNS等のインターネットによる情報発信
- ② 新聞、テレビ、ラジオ等の活用

(5) イベント等による広報

市等が開催する各種イベントと連携した広報啓発活動を実施する。

① 市、各種団体等の主催によるイベント、大会等との連携

(6) 大会報告書等による広報

準備経過、開催状況、競技記録等の記録及び保存のため、大会報告書等を作成する。

① 大会報告書等の作成

【令和7年7月9日 総務企画専門委員会にて審議】

日本のひなた宮崎 国スポえびの市市民運動基本計画（案）

1 目的

「日本のひなた宮崎 国スポ」（以下「大会」という。）の成功に向け、市民一人ひとりが宮崎国スポ開催の意義を理解し、オールえびので大会を盛り上げるとともに、大会開催を契機に、スポーツの普及・振興を図り、市民の健康増進や生きがいをづくりにつなげる。

2 内容

(1) オールえびので盛り上げる大会

市民一人ひとりがそれぞれの立場で、大会やイベント、ボランティア活動などに主体的に参加・協力し、地域が一体となって大会を盛り上げる。

- ① 大会運営のサポートやボランティア活動への参加促進
- ② 競技会場での観戦や選手の応援
- ③ 大会関連イベントへの参加

(2) 「おもてなしの心」で温かく迎える大会

市民一人ひとりが、全国から訪れる方々を心のこもったおもてなしで歓迎する。

- ① 花いっぱい運動、クリーンアップ運動の展開
- ② 横断幕や応援のぼり旗などでの歓迎
- ③ 特産品等でのおもてなし

(3) スポーツとの関わりを通じ、生涯スポーツを推進する大会

大会開催を契機として、市民のスポーツへの関心を高め、生涯にわたりスポーツに親しみ、健康増進や生きがいをづくりにつなげる。

- ① 各種スポーツイベントやレクリエーション等への参加
- ② ライフステージに応じた生涯スポーツへの取組

(4) えびの市の多彩な魅力を全国に発信する大会

市民が本市の多彩で豊かな自然や歴史、文化、食などの魅力を再認識し、全国から訪れる方々に様々な機会を通じて発信する。

- ① 観光情報等の発信
- ② 本市の特産品や郷土料理の紹介、提供

【令和7年7月9日 総務企画専門委員会にて審議】

日本のひなた宮崎 国スポえびの市観光・おもてなし基本計画（案）

1 目的

「日本のひなた宮崎 国スポ」（以下「大会」という。）に参加する選手・監督をはじめ、えびの市を訪れるすべての方々を温かくお迎えするとともに、えびの市の観光、文化、産業等を広く紹介し、再び訪れていただけるような心のこもったおもてなしを提供する。

2 内容

（1）歓迎装飾の実施

開催気運と歓迎ムードの高揚を図り、大会参加者等を温かく迎えるため、競技会場等、その他必要な場所に歓迎装飾を行う。

（2）案内所の設置

大会参加者等の便宜を図るため、競技会場等に案内所を設置し、競技、宿泊、交通、観光等の案内を行う。

（3）休憩所の設置

大会参加者等の憩いの場、交流の場として、競技会場に休憩所やふるまいコーナーを設置する。

（4）売店の設置

大会参加者等の便宜を図り、併せて特産品等を紹介するため、関係機関、関係団体の協力を得て、競技会場に売店を設置する。

（5）おもてなしの提供

関係機関・団体等の協力を得て接遇意識の高揚を推進するとともに、大会参加者等との交流や本市への誘客を図るため、心のこもったおもてなしを提供する。

【令和7年10月15日 宿泊衛生専門委員会にて審議】

日本のひなた宮崎 国スポえびの市宿泊基本計画（案）

1 目的

「日本のひなた宮崎 国スポ」に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「大会参加者等」という。）の宿泊については、「えびの市開催推進総合計画」に基づき、安全で快適な宿舍の確保を図り、受け入れ体制に万全を期する。

2 内容

(1) 宿舍

- ① 大会参加者の宿舍は、原則として市内の旅館（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテル及び簡易宿舍をいう。以下同じ。）を利用する。
- ② 市内の旅館等で大会参加者等の収容が困難な場合は、県、関係機関及び関係団体と協議のうえ、公共施設や近隣市町の旅館等を利用する。
- ③ 風紀上、衛生上及び安全対策上等の理由により、支障があると認められる施設は宿舍として利用しない。

(2) 配宿

- ① 選手・監督及び競技会に関わる役員（以下「選手・監督等」という。）の配宿は、競技会場及び練習会場までの交通状況等を考慮し、大会運営に支障のないよう留意して行う。
- ② 選手・監督の配宿は、都道府県別、競技種別及び男女別を考慮して行う。
- ③ 役員、視察員、報道員等の宿舍は、原則として、選手・監督の宿舍とは別にする。
- ④ 大会参加者等を近隣市町村の旅館等に配宿する場合は、県と協議して行う。

(3) 宿泊料金

大会参加者等の宿泊料金は、県と旅館等の関係団体との間で協議し、公益財団法人日本スポーツ協会において決定したものを適用する。

(4) 食事

大会参加者等に提供する食事は、安全・安心で栄養バランスに配慮するとともに、本市の多彩で新鮮な食材を使った郷土色豊かなものを提供する。

【令和7年10月15日 宿泊衛生専門委員会にて審議】

日本のひなた宮崎 国スポえびの市医事・衛生基本計画（案）

1 目的

「日本のひなた宮崎 国スポ」に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の健康を確保するとともに、十分な活躍と観覧ができるように、清潔で快適な環境整備に努める。

2 内容

(1) 医療救護

大会参加者等の傷病に速やかに対処するため、関係機関及び関係団体等の協力を得て、競技会場に救護所を設置するとともに、応急処置及び必要に応じて医療機関への移送等、医療救護体制を整える。

(2) 防疫

大会参加者等の感染症の発生及び蔓延を防止するため、関係機関・団体等の協力を得て、防疫体制を整える。

(3) 食品衛生

大会参加者等の食の安全・安心を確保するため、関係機関・団体等の協力を得て、食品衛生に対する意識の向上を図り、大会参加者等の食中毒の発生予防に努める。

(4) 環境衛生

大会参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、関係機関・団体等はもとより、広く市民の協力を得て、宿舍及び競技会場等における環境衛生の取組を推進する。

【令和7年10月16日 輸送交通専門委員会にて審議】

日本のひなた宮崎 国スポえびの市輸送・交通基本計画（案）

1 目的

「日本のひなた宮崎 国スポ」に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員その他関係者（以下「大会参加者」という。）及び一般観覧者の輸送・交通については、「えびの市開催推進総合計画」に基づき、本市の交通事情を勘案し、交通業者及びその他関係機関等と緊密に連携し、安全かつ確実に実施することを目的とする。

2 内容

(1) 輸送対策

①輸送原則

輸送にあたっては、原則として既存の公共交通機関を利用し、料金は自己負担とする。

②計画輸送

競技会場・練習会場及び宿泊施設間の輸送において、公共交通機関の状況や競技の特殊性等から必要と認めるときは、計画輸送を行う。

(2) 交通対策

①交通規制

大会参加者及び一般観覧者車両の安全かつ円滑な運行を図るとともに、一般交通に与える影響を最小限にとどめるため、所轄警察署等関係機関と協議のうえ、必要と認める場合は、交通規制等必要な措置を講じる。

②交通の整理誘導

大会参加者及び一般観覧者車両の安全確保と目的地への安全かつ円滑な誘導を図るため、競技会場周辺道路及びその他必要な場所に案内標識を掲出し、必要に応じ整理誘導員を配置する。

(3) 駐車場対策

①駐車場の確保

競技会場周辺に必要な駐車場の確保に努め、必要に応じて駐車場整理員を配置し、駐車場が遠隔地になるときは必要な措置を講じる。

②駐車場の利用

大会参加者関係車両の駐車場利用は、運営上必要と認められるものに限定し、駐車場への誘導を円滑に行うため、事前に駐車許可証等を交付するなど必要な措置を講じる。

(4) 環境への配慮

大会期間中における交通混雑の緩和と環境への負荷の軽減を図るため、公共交通機関の積極的な利用と自家用車の利用自粛等の啓発に努める。

【令和7年10月16日 輸送交通専門委員会にて審議】

日本のひなた宮崎 国スポえびの市消防防災・警備基本計画（案）

1 目的

「日本のひなた宮崎 国スポ」（以下「大会」という。）における消防防災・警備対策については、「えびの市開催推進総合計画」に基づき、消防、警察その他関係機関（以下「関係機関等」という。）と緊密な連携のもと、消防防災・警備体制の確立を図り、競技会場その他大会関係施設における災害の防止、治安の確保及び非常時における緊急対応に万全を期することを目的とする。

2 内容

（1）消防防災対策

競技会場、練習会場、宿泊施設、沿道等（以下「競技会場等」という。）の火災、その他の災害予防並びに災害発生時における情報伝達、避難誘導及び救急救助に関する諸対策を講じる。

また、大会期間中の火災その他の災害予防及び発生時の被害軽減を図るため、関係機関等の協力を得て、防火・防災に対する意識の向上を図る。

（2）警備対策

競技会場等における事故及び事件の防止を重点とした適切な警備措置を講じる。

また、大会期間中には、関係機関等の協力を得て、防犯対策を推進し、犯罪の防止に努める。

（3）大規模災害・突発重大事案対策

競技会場等での大規模災害及び突発重大事案発生時における情報収集・伝達、避難誘導、被害の拡大防止、救急救助に関する対策を講じる。

（4）関係機関等との連絡調整

消防防災・警備対策の円滑な推進を図るため、関係機関等と緊密な連携を図るとともに、情報連絡体制を確立する。

【令和7年10月17日 競技式典専門委員会にて審議】

日本のひなた宮崎 国スポえびの市競技運営基本計画（案）

1 目的

「日本のひなた宮崎 国スポ」においてえびの市で開催される競技会については、参加する選手がその能力を十分発揮できるよう、県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、円滑な運営を図る。

2 内容

(1) 競技会の運営

県、競技団体、関係機関及び関係団体等と緊密に連携を図り、多岐にわたる業務を円滑に運営できるよう、市民参加を含む幅広い体制づくりを行う。

(2) 競技役員等の編成

県、競技団体等と十分協議のうえ、適正な配置を行う。

(3) 競技用具の整備

現有する用具を可能な限り活用又は借用し、競技運営に支障のないよう、県、競技団体及び施設管理者等と十分協議のうえ、計画的かつ効果的に整備する。

(4) 競技記録

県、競技団体及び関係機関等と連携を図りながら、正確かつ迅速に処理できる体制づくりを行う。

(5) リハーサル大会

競技会運営能力の向上を図るとともに、「日本のひなた宮崎 国スポ」開催に対する市民の気運醸成を図るため、県、競技団体及び関係機関等と協力して開催する。

【令和7年10月17日 競技式典専門委員会にて審議】

日本のひなた宮崎 国スポえびの市施設整備基本計画（案）

1 目的

「日本のひなた宮崎 国スポ」においてえびの市で開催される競技会の施設整備については、国民スポーツ大会開催基準要項に規定されている施設基準を尊重し、既存施設の有効活用に努めるとともに、国スポ開催後の市民等の施設利用も視野に入れた整備を行う。

2 内容

(1) 競技施設の整備

競技会場は、原則として既存施設を最大限活用する。競技運営に支障のないよう、県、競技団体及び施設管理者等と十分協議のうえ、既存施設を活用し、仮設等での対応を含め、最小限の整備にとどめる。

(2) 練習会場の整備

県、競技団体及び施設管理者等と十分協議のうえ、既存施設を有効活用する。

(3) 臨時仮設物の整備

臨時仮設物については、県、競技団体及び施設管理者等と十分な協議のうえ、整備する。

【令和7年10月17日 競技式典専門委員会にて審議】

日本のひなた宮崎 国スポえびの市式典基本計画（案）

1 目的

「日本のひなた宮崎 国スポ」において本市で開催する式典については、大会参加者への歓迎、賞賛を表すものとし、競技団体と十分協議のうえ、創意工夫を凝らした温かみのある式典とする。

2 内容

(1) 開始式

開始式を実施する場合は、競技団体及び関係機関と連携し、選手のコンディションに配慮し、競技運営に支障のないよう簡素化に努めることとする。

(2) 表彰式

表彰式は、選手の健闘を心から讃える式典となるよう、競技団体及び関係機関と協力して実施する。

(3) 式典音楽

式典で使用する音楽は、CD等を活用し、できる限り簡素化に努める。

【令和 7 年 1 0 月 1 7 日 競技式典専門委員会にて審議】

日本のひなた宮崎 国スポえびの市リハーサル大会開催基本計画（案）

1 目的

「日本のひなた宮崎 国スポ」に備え、本市で開催するリハーサル大会については、競技会運営能力の向上と、市民の気運醸成を図るため、県、競技団体、関係機関等と協力して開催することを目的とする。

2 大会の運営

リハーサル大会は、原則として本大会に準じて実施するものとし、競技団体と協力し、目的や実情に応じ、創意工夫を凝らした質の高い効率的な大会運営に努める。

3 内容

(1) 実施本部の設置

リハーサル大会の運営に万全を期するため、大会実施本部を設置する。

(2) 競技運営

競技運営の主管は競技団体とし、日本のひなた宮崎 国スポえびの市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、競技団体との緊密な連携のもとに、合理的かつ効率的な運営を行うとともに、迅速かつ正確な記録の収集及び速報に努める。

(3) 施設

リハーサル大会で使用する施設は、原則として国スポで使用する会場を充てることとし、できる限り国スポと同じ条件により行う。また、リハーサル大会の運営に必要な仮設施設については、県、競技団体、施設管理者等と協議のうえ、必要最小限の整備を行う。

(4) 競技物品

リハーサル大会に必要な競技物品については、既存物品を活用することとし、不足する場合は借用での対応を基本とする。また、物品を新たに購入する場合は、必要最小限とする。

(5) 式典

開・閉会式及び表彰式は、競技団体等と協議の上、競技運営に支障のないよう簡素化に努める。また、式典で使用する音楽は、CD等の活用を図る

など簡素化に努める。

(6) 広報・市民運動

国スポに対する市民の関心や理解を深め、市民総参加の気運を盛り上げるため、広報活動及び市民運動を展開する。

(7) 観光・おもてなし

リハーサル大会参加者や一般観覧者等に心のこもったおもてなしを提供するため、必要に応じて歓迎装飾や案内所、休憩所、売店等を設置する。

(8) 宿泊

リハーサル大会参加者が、十分な活躍ができるよう、関係機関等の協力を得て、快適な宿泊環境の提供に努める。

(9) 医事・衛生

リハーサル大会参加者や一般観覧者等の傷病に速やかに対応するため、関係機関等の協力を得て、医療救護体制を整えるとともに、清潔で快適な環境整備に努める。

(10) 輸送・交通

リハーサル大会参加者等の輸送については、原則として既存の公共交通機関を利用する。ただし、公共交通機関の状況や競技の特殊性等から必要と認めるときは、計画輸送を行う。

(11) 消防・警備

リハーサル大会を安全かつ円滑に運営するため、関係機関等と連携し、雑踏事故、火災その他災害、事故等の未然防止に努めるとともに、非常時における緊急対応に万全を期する。

(12) その他

この計画に定めるもののほか、必要な事項は、実行委員会の各基本計画に準じて実施する。

参考資料

- 資料1 日本のひなた宮崎 国スポえびの市実行委員会会則
- 資料2 日本のひなた宮崎 国スポえびの市実行委員会総会から常任委員会への委任事項
- 資料3 日本のひなた宮崎 国スポえびの市実行委員会専門委員会規程
- 資料4 日本のひなた宮崎 国スポえびの市実行委員会専門委員会委員名簿
- 資料5 専門委員会における審議事項の種別について
- 資料6 日本のひなた宮崎 国スポえびの市実行委員会組織体制
- 資料7 日本のひなた宮崎 国スポえびの市実行委員会委員名簿
- 資料8 令和7年度広報・啓発活動状況

日本のひなた宮崎 国スポえびの市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、日本のひなた宮崎 国スポえびの市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第81回国民スポーツ大会において、えびの市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な準備等を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連携調整に関すること。
- (6) その他、実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) えびの市を代表する者
- (2) えびの市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 常任委員 25名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、えびの市長をもって充てる。

- 2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第11条第7項に掲げる事項を審議する。
- 4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があった場合は、次の総会において報告する。
- 4 委員等は、無報酬とする。

第3章 会議

(会議の種類)

第9条 実行委員会に、次に掲げる会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

(総会)

第10条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。
 - (1) 競技会の開催に係る基本方針等に関すること。
 - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。

- (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員等の過半数の出席がなければ開催し、議決することができない。ただし、総会に出席できない委員等は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（常任委員会）

- 第11条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。
- 2 委員長は、会長をもって充てる。
 - 3 副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。
 - 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
 - 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
 - 6 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
 - 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任事項に関すること。
 - (3) 総会を招集するいとまがない緊急な事項に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
 - 8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会において準用する。
 - 9 第8条の規定は、常任委員会の任期等において準用する。
 - 10 常任委員会は、第7項の規定により審議し、決定した事項及び次条第2項の規定により専門委員会から報告のあった事項を、必要に応じ次の総会に報告するものとする。

（専門委員会）

- 第12条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。
- 2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。
 - 3 前2項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。
 - 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第13条 会長は総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないと認めるとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを総会等において報告し、その承認を得なければならない。

(代決)

第14条 会長が不在のときは、会長があらかじめ指名した副会長が代決する。

第5章 旅費

(費用弁償)

第15条 市内に在住又は勤務している実行委員会の委員等が、市内において実行委員会の依頼に応じ出會し、又は旅行したときは、1,200円を支給して費用弁償するものとする。

2 市内に在住又は勤務している実行委員会の委員等が、市外において実行委員会の依頼に応じ出會し、又は旅行したときは、居住地の住所地又は勤務している団体・機関等の所在地から会場までの往復距離（1キロメートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）に1キロメートルあたり37円を乗じて得た金額を支給して費用弁償するものとする。

3 市外に在住又は勤務している実行委員会の委員等が、実行委員会の依頼に応じ出會し、又は旅行したときは、居住地の住所地又は勤務している団体・機関等の所在地から会場までの往復距離（1キロメートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）に1キロメートルあたり37円を乗じて得た金額を支給して費用弁償するものとする。

第6章 事務局

(事務局)

第16条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 会計

(経費)

第17条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(事業計画及び予算)

第18条 実行委員会の事業計画及び予算は、総会の議決を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第19条 実行委員会の事業報告及び決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第20条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 実行委員会の会計に関し必要事項は、会長が別に定める。

第8章 解散

(解散)

第21条 実行委員会は、その目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

(残余財産)

第22条 実行委員会が解散した場合において、その残余財産は、えびの市に帰属するものとする。

第9章 補則

(委任)

第23条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和5年8月18日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、令和6年10月11日から施行する。
- 2 この会則施行の際、現に第81回国民スポーツ大会えびの市準備委員会の役員、委員、又は専門委員である者は、それぞれ実行委員会の役員、委員又は専門委員に委嘱されたものとみなす。
- 3 この会則施行の際に、現に制定されている第81回国民スポーツ大会えびの市準備委員会の方針、計画及び関係規程中の「第81回国民スポーツ大会

えびの市準備委員会」を「日本のひなた宮崎 国スポえびの市実行委員会」に「準備委員会」を「実行委員会」に読み替えるものとする。

- 4 令和6年度の会計年度は、第20条の規定にかかわらず、施行の日から令和7年3月31日までとする。

附 則

この会則は、令和6年12月10日から施行する。

えびの市実行委員会総会から常任委員会への委任事項

日本のひなた宮崎 国スポえびの市実行委員会会則第10条第4項第5号の規定に基づく常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 開催準備の総合企画及び運営に関すること。
- 2 広報及び市民運動に関すること。
- 3 競技会場及び競技運営並びに式典に関すること。
- 4 宿泊及び医事衛生に関すること。
- 5 輸送、交通、警備及び消防に関すること。
- 6 その他会務に必要な事項に関すること。

日本のひなた宮崎 国スポえびの市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、日本のひなた宮崎 国スポえびの市実行委員会会則（令和6年10月11日施行）第12条第3項の規定に基づき、日本のひなた宮崎 国スポえびの市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称等)

第2条 専門委員会の名称並びに日本のひなた宮崎 えびの市実行委員会常任委員会からの付託及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

(役員を選任)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちから日本のひなた宮崎 国スポえびの市実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(役員職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
- 3 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することができない。ただし、専門委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。
- 4 専門委員会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年2月21日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年10月11日から施行する。

別表（第2条関係）

委員会名	付託事項	委任事項
総務企画専門委員会	1 総務企画に関すること 2 財務に関すること 3 広報に関すること 4 市民運動に関すること 5 観光・おもてなしに関すること 6 他の専門委員会に属さない事項に関すること	左記付託する事項のうち、 事業の実施に関すること
競技式典専門委員会	1 競技運営に関すること 2 式典に関すること 3 競技会場に関すること 4 その他競技式典に関すること	左記付託する事項のうち、 事業の実施に関すること
宿泊衛生専門委員会	1 宿泊に関すること 2 医事及び衛生に関すること 3 環境衛生及び食品衛生に関する こと 4 その他宿泊衛生に関すること	左記付託する事項のうち、 事業の実施に関すること
輸送交通専門委員会	1 輸送及び交通に関すること 2 消防及び警備に関すること 3 その他輸送交通に関すること	左記付託する事項のうち、 事業の実施に関すること

資料4

日本のひなた宮崎 国スポえびの市実行委員会
専門委員会委員名簿

令和7年3月時点

(順不同・敬称略)

【総務企画専門委員会】

	選出区分	団体・機関名	氏名	備考
1	スポーツ関係	えびの市スポーツ協会	赤川 一郎	※
2		えびの市スポーツ少年団	福田 孝正	
3	学校関係	えびの市校長会	多良 真知子	
4		宮崎県立飯野高等学校	五反 隆行	※
5		日章学園九州国際高等学校	屋田 伸仁	※
6	産業・経済関係	えびの市商工会	白石 昌彦	
7		えびの青年会議所	和田 青也	
8	農業関係	宮崎県農業協同組合 えびの市地区本部	小吹 敏博	
9	観光・宿泊関係	えびの市観光協会	福元 英雄	※
10		えびの市スポーツ観光推進協議会	仁科 博	※
11		京町温泉旅館組合	仁科 博	※
12	社会団体関係	えびの市社会福祉協議会	堀川 純一	
13		えびの市自治会連合会	宮浦 佳紀	
14		えびの市地域婦人連絡協議会	上原 聖	
15		えびの市PTA連絡協議会	山下 博之	
16		えびの市芸術文化協会	紫雲 宣子	
17	市関係	えびの市総務課	黒木 良二	
18		えびの市企画課	外赤 裕二	※
19		えびの市財政課	後藤 一憲	
20		えびの市観光商工課	黒松 裕貴	※
21		えびの市市民協働課	宮浦 浩二	
22		えびの市畜産農政課	川越 政文	

【競技式典専門委員会】

(順不同・敬称略)

	選出区分	団体・機関名	氏名	備考
1	競技団体	宮崎県ボクシング連盟	萩原 利文	
2		宮崎県ボクシング連盟	出口 誠	
3	スポーツ関係	えびの市スポーツ協会	赤川 一郎	※
4		えびの市スポーツ推進委員協議会	三浦 近男	
5		えびの市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会	松葉 一弘	
6	学校関係	宮崎県立飯野高等学校	五反 隆行	※
7		日章学園九州国際高等学校	屋田 伸仁	※
8	市関係	えびの市企画課	外赤 裕二	※
9		えびの市教育委員会 学校教育課	谷元 靖彦	

【宿泊衛生専門委員会】

(順不同・敬称略)

	選出区分	団体・機関名	氏名	備考
1	観光・宿泊関係	えびの市観光協会	福元 英雄	※
2		えびの市スポーツ観光推進協議会	仁科 博	※
3		京町温泉旅館組合	仁科 博	※
4	医療関係	一般社団法人 西諸医師会	内村 大介	
5		公益社団法人 宮崎県看護協会	山之口 和樹	
6	市関係	えびの市観光商工課	黒松 裕貴	※
7		えびの市立病院	木下 哲美	
8		えびの市健康保険課	井手平 慎一	
9		えびの市市民環境課	大河平 隆公	

【輸送交通専門委員会】

(順不同・敬称略)

	選出区分	団体・機関名	氏名	備考
1	運輸・輸送関係	一般社団法人 宮崎県タクシー協会 小林支部	後口 昌賢	
2		宮崎交通株式会社 小林営業所	平川 由紀	
3		九州旅客鉄道株式会社 宮崎支社	片田 大士	
4	消防・警備関係	えびの警察署	羽田 貴一	
5		西諸広域行政事務組合消防本部 えびの消防署	上杉 恒雄	
6		陸上自衛隊第24普通科連隊長兼えびの駐屯地	甲斐 久博	
7	市関係	えびの市財産管理課	有村 充	
8		えびの市基地・防災対策課	坂本 和彦	
9		えびの市建設課	榎園 和哉	

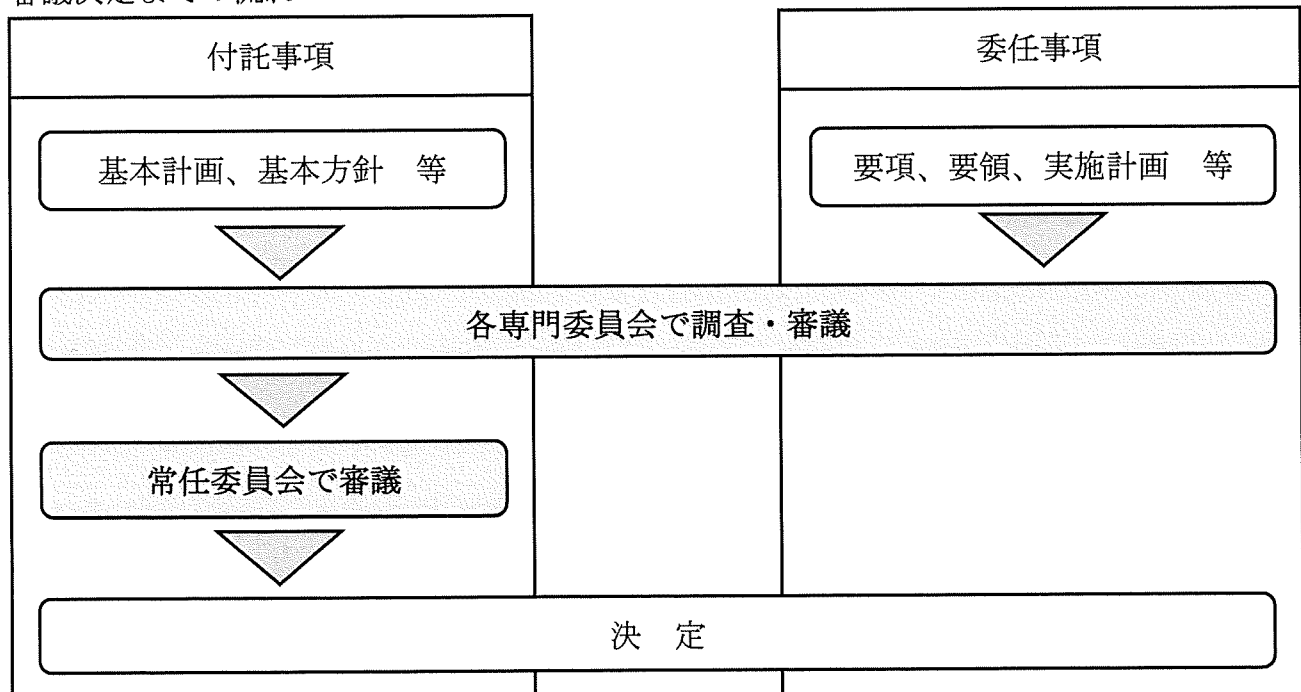
※は重複して専門委員会に所属する

専門委員会における審議事項の種別について

専門委員会規程には、常任委員会からの「付託事項」および「委任事項」について、それぞれ規程がある。※専門委員会規程 別表（第2条関係）

	付託事項	委任事項
定義	常任委員会における審議事項を、専門委員会で <u>先立って審議</u> するもの	常任委員会における審議事項を、専門委員会で <u>代わりに審議</u> するもの
規定	組織及び運営に関する各専門的な事項	付託事項のうち事業の実施に関するもの
キーワード	基本計画、基本方針 等	要項、要領、実施計画 等
常任委員会での議決	要	不要

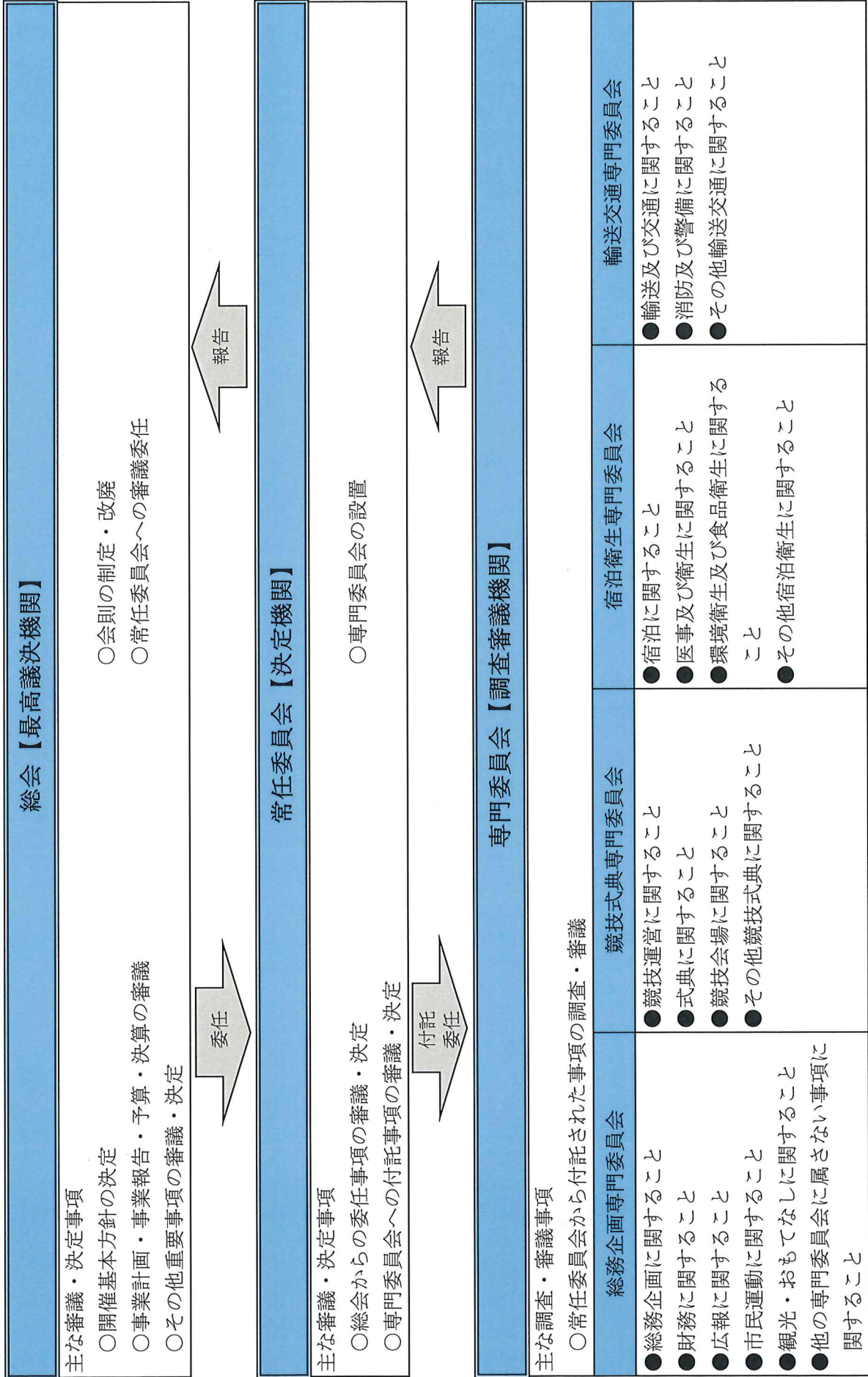
審議決定までの流れ



常任委員会での取り扱い

- 【委任事項】 専門委員会で決定したものを報告事項として提出
- 【付託事項】 審議事項として提出、常任委員会にて決定

日本のひなた宮崎 国スポえびの市実行委員会組織体制



日本のひなた宮崎 国スポえびの市実行委員会委員名簿

令和7年3月時点

【会長】 1名

(順不同・敬称略)

NO	選出区分	所属機関・団体・役職名	氏名
1	市関係	えびの市長	中山 義彦

【副会長】 5名

NO	選出区分	所属機関・団体・役職名	氏名
1	市議会関係	えびの市議会 議長	吉留 優二
2	市関係	えびの市副市長	甲斐 正文
3		えびの市教育委員会 教育長	永山 新一
4	スポーツ関係	えびの市スポーツ協会 会長	赤川 一郎
5	産業・経済関係	えびの市商工会 会長	白石 昌彦

【常任委員】 23名

NO	選出区分	所属機関・団体・役職名	氏名
1	市議会関係	えびの市議会 副議長	小宮 寧子
2	競技団体	宮崎県ボクシング連盟 会長	萩原 利文
3		宮崎県ボクシング連盟 理事長	出口 誠
4	スポーツ関係	えびの市スポーツ推進委員協議会 会長	三浦 近男
5	学校関係	えびの市校長会 会長	多良 眞知子
6		宮崎県立飯野高等学校 校長	五反 隆行
7	観光・宿泊関係	えびの市観光協会 会長	福元 英雄
8	農業関係	宮崎県農業協同組合 えびの市地区本部 地区本部長	小吹 敏博
9	医療関係	一般社団法人 西諸医師会 会長	内村 大介
10	運輸・輸送関係	一般社団法人 宮崎県タクシー協会 小林支部 支部長	後口 昌賢
11		宮崎交通株式会社 小林営業所 所長	平川 由紀
12	社会団体関係	えびの市社会福祉協議会 会長	堀川 純一
13		えびの市自治会連合会 会長	宮浦 佳紀
14	警備・防災関係	えびの警察署 署長	羽田 貴一
15		西諸広域行政事務組合消防本部 えびの消防署 署長	上杉 恒雄
16	市関係	えびの市総務課長	黒木 良二
17		えびの市企画課長	外赤 裕二
18		えびの市財政課長	後藤 一憲
19		えびの市基地・防災対策課長	坂本 和彦
20		えびの市市民協働課長	宮浦 浩二
21		えびの市観光商工課長	黒松 裕貴
22		えびの市健康保険課長	井手平 慎一
23		えびの市教育委員会 学校教育課長	谷元 靖彦

【監事】 2名

NO	選出区分	所属機関・団体・役職名	氏名
1	市関係	えびの市代表監査委員	原田 和紀
2		えびの市会計管理者	押川 国智

【委員】 19名

NO	選出区分	所属機関・団体・役職名	氏名
1	競技団体	宮崎県ボクシング連盟 副理事長	長嶺 秀昭
2		宮崎県ボクシング連盟 事務局長	井上 晶子
3	スポーツ関係	えびの市スポーツ少年団 本部長	福田 孝正
4		えびの市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会 会長	松葉 一弘
5	学校関係	日章学園九州国際高等学校 校長	屋田 伸仁
6	観光・宿泊関係	えびの市スポーツ観光推進協議会 会長	仁科 博
7		京町温泉旅館組合 組合長	仁科 博
8	医療関係	公益社団法人 宮崎県看護協会 小林・えびの・西諸県地区理事	山之口 和樹
9	運輸・輸送関係	九州旅客鉄道株式会社 宮崎支社 企画運輸課長	片田 大士
10	社会団体関係	えびの青年会議所 専務理事	和田 青也
11		えびの市地域婦人連絡協議会 会長	上原 聖
12		えびの市PTA連絡協議会 会長	山下 博之
13		えびの市芸術文化協会 会長	紫雲 宣子
14	警備・防災関係	第24普通科連隊長兼えびの駐屯地司令	甲斐 久博
15	市関係	えびの市財産管理課長	有村 充
16		えびの市畜産農政課長	川越 政文
17		えびの市建設課長	榎園 和哉
18		えびの市市民環境課長	大河平 隆公
19		えびの市立病院 事務長	木下 哲美

会長	1名
副会長	5名
常任委員	23名
監事	2名
委員	19名
計	50名

令和7年度広報・啓発活動状況

1 令和7年度に実施した広報・啓発活動

実施日	活動内容等
6月6日(金)	のぼり旗設置 設置場所：えびの市コミュニティセンター（飯野・上江・加久藤・真幸）
6月20日(金)	大会イメージソングダンス出前授業（宮崎県実行委員会主催） ・飯野小学校3、4年生対象に実施
6月22日(日) 23日(月)	日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ公式番組「100万人のひなたのチカラ」ボクシング特集（UMKテレビ宮崎、MRT宮崎放送） ・ボクシング競技会場PR
6月下旬～	花いっぱい運動開始（えびの市実行委員会事務局） ・プランター設置：市内公共施設等 ・花苗配布 配布場所：えびの市文化センター、えびの市民図書館
8月5日(火)	【えびの市行政協力会議】 ・自治会公民館にのぼり旗設置依頼、のぼり旗配布
8月8日(金)	【県立高校副校長会・教頭会】会場：宮崎県建設技術センター ・えびの市、小林市、高原町の3市町で国スポ・障スポPR
8月30日(土)	んだモシタン西諸 Radio 出演（MRTラジオ） ・国スポえびの市開催競技PR ・マスボクシング in えびのPR
9月上旬～	のぼり旗・カウントダウンボード設置開始 設置場所：えびの市民体育館
9月6日(土) 7日(日)	【マスボクシング大会 in えびの】会場：えびの市民体育館 ・南海キャンディーズしずちゃんトークショー ・ミット打ち体験（日章学園ボクシング部協力） ・PRキャラバンによる大会イメージソング「ひなたのチカラ」ダンス披露（宮崎県実行委員会）
9月上旬～	花いっぱい運動【花リレー】開始（宮崎県実行委員会とえびの市実行委員会事務局で実施） プランター設置：えびの市文化センター
9月23日(火・祝)	【日本のひなた宮崎 国スポ2年前イベント】 会場：イオンモール宮崎 ・ステージイベント出演（えびの市マスコット「みなほ」） ・えびの市PRブース出展 ・サンドバッグ打ち体験実施

9月27日(土)	【文化の杜秋まつり】 会場：えびの市文化センター ・国スポブース出展 ・サンドバッグ打ち体験実施 ・チラシ、ノベルティグッズ配布
11月9日(日)	【いいのんほぜまつい】 会場：飯野地区コミュニティセンター ・国スポPRブース出展
11月22日(土) 23日(日)	【第39回田の神さあの里産業文化祭】 会場：えびの市文化センター ・ステージイベント出演(宮崎県ボクシング連盟、日章学園ボクシング部協力) ・国スポPRブース出展 ・ミット打ち体験実施(日章学園ボクシング部協力) ・チラシ、ノベルティグッズ配布
12月20日(土)	【えびの市教育フォーラム】 会場：えびの市文化センター ・国スポPRブース出展 ・チラシ、ノベルティグッズ配布
3月7日(土)	【文化の杜春まつり】 会場：えびの市文化センター ・国スポPRブース出展 ・チラシ、ノベルティグッズ配布

2 広報活動その他取組み

- ・横断幕設置(えびの市文化センター)
- ・懸垂幕設置(えびの市役所本庁)
- ・えびの市役所本庁入口デジタルサイネージにて国スポカウントダウン表示
- ・市ホームページへの掲載
- ・PRチラシ作成
- ・日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ募金グッズ販売案内



つむぐ感動 神話となれ

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ

第81回国民スポーツ大会

2027

第26回全国障害者スポーツ大会

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ
大会公式ホームページはこちら



霧島山の
めぐみめぐる
えびの

山と水、米と肉。温泉と四季のまち。

